

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
が休日と
ある翌日)

鳥取県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次とおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◆告示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
 - 生活保護法による診療所の廃止（〃）
 - 保険医療機関等の指定（保険課）
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
 - 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更（〃）
 - 農業振興地域整備計画の策定（農政課）
 - 土地改良法による換地計画の決定（二件）（農村整備課）
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
 - 選管告示 選挙管理委員会の招集
 - ◆公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
 - ◆公 告 歯科衛生士試験の実施（医務課）
 - 歯科技工士試験の実施（〃）
 - 歯科試験の実施（〃）
 - 准看護婦試験の日時等の変更（〃）
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（〃）
- ◆正誤 昭和六十三年八月鳥取県告示第七百六十四号中訂正 昭和六十三年十月鳥取県告示第九百六十二号中訂正

鳥取県告示第三十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
市場医院	境港市馬場崎町一七七
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五一一 昭和六十三年十一月二十 四日
山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目四六三 昭和六十三年十一月二十 九日

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
市場医院	境港市湊町一五二	昭和六十三年十一月十六日

鳥取県告示第三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
所 フ ェ ラ イ ツ 診 療 所 院 鎌 沢 産 婦 人 科 医	鳥取市岩倉一〇一	昭和六十三年十二月一日

医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一十五	井崎医院	鳥取市吉方温泉一丁目五六四	昭和六十三年十二月十三日
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇	内科小児科山脇 医院	○岩美郡国府町奥谷一丁目一一	昭和六十三年十二月七日
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五一	浜田歯科医院	境港市外江町二八六四	昭和六十三年十二月二日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二三二七七	昭和六十三年十二月十五日
乾医院	五十一	上後藤薬局有限 会社	米子市上後藤二二四一一	"
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五一	福永医院	氣高郡青谷町大字青谷四三〇	昭和六十三年十二月二十九日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五一三	昭和六十四年一月一日
乾医院	五十一	吉田医院	鳥取市瓦町五〇三	"
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五一	中西医院	境港市上道町七二三一一	"

今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目一六八		
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信五三九一一	昭和六十三年十二月二十日	"
田本歯科医院	米子市万能町九	昭和六十四年一月一日	"
吹野小児科医院	米子市米原五七一十二	昭和六十三年十二月二十日	"
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	昭和六十四年一月一日	"
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇	○一	"
山本調剤薬局	鳥取県知事 西 尾 邑 次	平成元年一月十七日	昭和六十三年十二月十二日
鳥取市湖山町北一丁目四六三	昭和六十三年十二月十二日		

鳥取県告示第三十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年一月十七日

鳥取県告示第三十三号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
市場医院	境港市湊町一五二	境港市馬場崎町一七七	昭和六十三年十一月十六日

鳥取県告示第三十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え

近藤医院 米子市大篠津町四六九四

平成元年1月17日 火曜日

鳥取県公報

置いて縦覧に供する。

平成元年一月十七日

二 縦覧に供する期間
平成元年一月十八日から二十日間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

換地計画書の写し

三 縦覧に供する場所
名和町役場
平成元年一月十八日から二十日間

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査
請求をすること。

一 名称
広域整備計画（広域當農團地関連食鷄産地格付包装流通施設計画）

二 対象地域

米子農業振興地域、境港農業振興地域、泊農業振興地域、北条農業振
興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域、赤碕農業振興地域、西
伯農業振興地域、岸本農業振興地域、淀江農業振興地域、大山農業振興
地域、名和農業振興地域、日南農業振興地域及び溝口農業振興地域

鳥取県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の
規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十一工区の換地
計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の
規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間
一 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間

平成元年一月十八日から二十日間

- 三　縦覧に供する場所
中山町役場及び名和町役場
- 四　審査請求
利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第三十七号

鳥取市が行う土地改良事業に係る中村地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二　縦覧に供する期間
平成元年一月十八日から二十日間

- 三　縦覧に供する場所
鳥取市役所

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

平成元年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一　日時 平成元年一月十八日（水）午前十一時
二　場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
三　議題 平成元年度明るい選挙推進運動要領について

公安委員会告示**鳥取県公安委員会告示第一号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

る規則（昭和六十年國家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

- 一 聽聞の期日及び場所
平成元年一月一日 午後1時
鳥取市東町一丁目111〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名
鳥取市商業町10番一五
木下 賢

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	一休さん	株式会社三洋物産
	メインイメージナー	
	アラボーネンゼル	株式会社平和
回胴式遊技機	ヒートセイバー	
	スーパーセイブン	株式会社ペイオニア

公 告

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

平成元年1月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験期日
平成元年3月15日（水）午前9時から
- 2 試験場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験科目
解剖学及び生理学、病理学・微生物学及び薬理学、口腔衛生学、衛生学・公衆衛生学（衛生行政・社会福祉を含む。）、栄養指導、歯科臨床

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

平成元年一月十七日

平成元年1月17日火曜日

- 大要、歯科予防処置、歯科診療補助並びに保健指導受験資格**
- 次のいずれかに該当する者
- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
 - (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
 - (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 受験願書の受付期間**
- 平成元年2月13日(月)から同月18日(土)まで(郵送の場合は、平成元年2月18日(土)までの消印があるものは、有効とする。)
- 受験願書の提出先**
- 鳥取市東町一丁目220 烏取県衛生環境部医務課
- 提出書類**
- (1) 受験願書(所定の様式によること。)
 - (2) 履歴書(所定の様式によること。)
 - (3) 受験資格を証する書類
- ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(平成元年3月卒業見込みの者には、卒業見込証明書。この場合においては、平成元年3月22日(水)までに卒業証明書を提出すること。)イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国の歯科衛生士免許を受けたことを証する書類
- (4) 写真
- 出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影した手札形台紙付きのもの
- 試験手数料及び納入方法**
- (1) 試験手数料 11,000円
 - (2) 納入方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 合格者の発表等**
- (1) 平成元年3月25日(土)午前10時に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。
 - (2) 合格者には、合格証書を交付する。
- その他**
- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
 - (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)に問い合わせること。
- 試験期日**
- 1 試験期日

平成元年3月17日水曜日

- 学説試験 平成元年3月6日（月）午前9時から
実地試験 平成元年3月5日（日）午前9時から
- 2 試験場所 鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校
- 3 試験科目 学説試験 齒牙解剖、有床義歯工学、歯冠修復工学、矯正技工学、
実地試験 小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規
受験資格
- 4 次のいずれかに該当する者
 (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
 (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 (3) 外国で歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外
國で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者
と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 5 受験願書の受付期間 平成元年2月13日（月）から同月18日（土）まで（郵送の場合は、平
成元年2月18日（土）までの消印があるものは、有効とする。）
- 6 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課
- 7 提出書類
 (1) 受験願書（所定の様式によること。）
 (2) 履歴書（所定の様式によること。）
- 8 試験手数料及び納入方法
 (1) 試験手数料 16,000円
 (2) 納入方法
- 9 合格者の発表等
 (1) 平成元年3月16日（木）正午に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその
氏名を掲示して公表する。
 (2) 合格者には、合格証書を交付する。
- 10 その他
 (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
 (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号
0857-26-7190）に問い合わせること。

9 平成元年1月17日 火曜日

報 公 县 取 鳥

昭和63年12月6日に公告した鳥取県准看護婦試験の日時及び場所を次のとおり変更する。

平成元年1月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成元年2月25日（土）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市亥好町209 鳥取県自治研修所

3 その他

(1) 受験資格、受験手続並びに受験手数料及びその納付方法は、従前のとおりとする。

(2) 受験に関する問い合わせは、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857-26-7190）に行うこと。

頁	段	行	點	正
二	下	十一	三五	一（次の図に示す部分に限る。）
三	上	一一	「次のいぢり」	「次の図」及び「次のいぢり」
三	上	一	関係書類	図面及び関係書類

昭和六十三年十月鳥取県告示第九百六十一号（保安林の指定について）
中次の箇所に誤りがあつたので、記正す。

頁	段	行	點	正
三	下	十五	三五	一（次の図に示す部分に限る。）

頁	段	行	點	正
四	上	六	「次のいぢり」	「次の図」及び「次のいぢり」

四 四 上 六 関係書類

限る。)

「次の図」及び「次のいぢり」

図面及び関係書類

正

誤

昭和六十三年八月鳥取県知事第七回長十回印（医療林の指定予定にて
ル）中次の箇所に誤りがあつたので、記正す。